

第3回東京都動物保護管理審議会会議録

1 日 時

平成 11 年 3 月 12 日（金曜日） 開会午前 10 時 閉会正午

2 場 所

都庁第二本庁舎 3 1 階 特別会議室 2 2

3 出席委員（敬称略）

会田 保彦	(財)日本動物愛護協会理事・事務局長
尾上 多喜雄	(社)日本愛玩動物協会理事長
加藤 一郎	東京都環境保全推進委員会委員
加藤 由子	作家
柴内 裕子	開業獣医師
鈴木 貫太郎	東京都議会議員（都議会公明党）
関 哲夫（会長）	弁護士・日本大学教授
田中 智子	東京都都議会議員（日本共産党東京都議会議員団）
辻 弘一	(社)東京都獣医師会副会長
長沢 容子	(社)東京都小学校 PTA 協議会副会長
町田 好男	文京区助役
山口 千津子	(社)日本動物福祉協会獣医師調査員
山口 安夫	総理府動物保護管理専門員

4 議 事

(1) 資料説明

(2) 答申案について

ア 猫の適正飼育推進策について

イ 動物取扱業者の指導育成策について

(3) その他

(開 会)

1 資料説明等

事務局

お待たせいたしました。ただいまより東京都動物保護管理審議会を開会いたします。

本日は、委員の皆様には大変お忙しいところを御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、会議に先立ちまして、定数の確認をいたします。

本審議会は、条例施行規則第17条第2項の規定により、委員の半数以上の出席によって成立することとなっております。

本審議会の委員数は20名、現在の出席者は12名で、定足数に達しておりますので、御報告いたします。

事務局

それでは、ここで、審議に先立ちまして、衛生局長よりごあいさつ申し上げます。

局長

皆さん、おはようございます。

大変お忙しい中をおいでいただきまして、まことにありがとうございます。

第3回東京都動物保護管理審議会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

昨年7月に、知事より当審議会に「猫の適正飼育推進策」及び「動物取扱業者の指導育成策」について諮問をさせていただいて以来、8カ月がたちました。

この間、「猫の適正飼育推進策」については、昨年10月に中間報告をいただき、その後も、「都民からの意見を聴く会」の開催や意見書の募集を行うなど、委員の皆様には積極的な御検討をいただいているところでございます。

また、「動物取扱業者の指導育成策」についても、小委員会において、業界関係者の方からヒアリングを実施するなど、大変熱心に御討議をいただいております。8カ月という大変短い期間に、精力的に御審議をいただいた委員の皆様に変更して感謝申し上げる次第でございます。

さて、本日は、小委員会での検討結果を踏まえまして、次回の最終答申に向けての御審議をしていただく予定でございます。今回の御討議により、審議会としての答申案を取りまとめたいただければ、事務局としても大変ありがたいと思います。

委員の皆様方には、それぞれ御専門の立場から活発に御審議を賜りますよう

お願い申し上げます、私のあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

それでは、以降の議事進行につきましては、会長にお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

会長

おはようございます。本日は、配付資料も相当多いようですので、まず事務局の方から確認をお願いしたいと思います。

事務局

まず、一番上にございますのは、「動物保護管理審議会次第」ということで、今日の日程あるいは議事、それから、裏側には委員名簿等を記載しております。

その次の、紙1枚になっておりますけれども、それ以降が本日の資料でございます。

1枚目が資料の一覧ということで、1から5まで5種類の資料が以降に添付してあります。

その次に、「資料1」と右肩に振ってある資料がございますが、こちらは「猫の適正飼育推進策について（答申案）の概要」です。

次に、「資料2」につきましては、「猫の適正飼育推進策について（答申案）」の本文をつけております。この答申案には、中をめくっていただきますと、15ページほどの本文と、16ページ以降には、それぞれ、これまで審議に使っていただきました関連資料を載せております。

16ページの「関連資料1」につきましては、「東京都における猫の飼育実態調査の概要」ということで、これは7月の審議会で同様の資料を添付させていただきましたけれども、その時点では、調査の速報という形になっておりました。

その後、集計の数値等を再度チェックいたしまして、若干数字が移動しているところがございますけれども、傾向としては同じということでございます。ですから、内容の説明は省略させていただきたいと思っております。

それから、31ページでございますが、「関連資料2」がございます。「猫の苦情、引取り、処分、路上死体等」の経年の数値を載せております。

32ページをごらんいただきますと、「関連資料3」がございます。こちらは「動物保護相談センターでの猫引取り数の推移」を経年的に示したものでございます。

33ページの「関連資料4」は、東京都における猫免疫不全ウイルス等の感染状況のデータを文献から引用したものでございます。

34 ページは、「関連資料 5」でございます。「猫の飼育に関する諸外国の実情」、これを調べたものでございます。

以上が、「猫の適正飼育推進策」に関する関連資料でございます。

次に、「資料 3」というふうに右肩に振ってある紙がございます。こちらは、「動物取扱業者の指導育成策について（答申案）の概要」でございます。

次に、右上に「資料 4」と振ってあります資料は、同じく「動物取扱業者の指導育成策について（答申案）」の本文でございます。その本文につきましても、先ほどの「猫の適正飼育推進策」と同様に、15 ページまで本文で構成しております。16 ページ以降が関連資料になっております。

まず 16 ページについては、「関連資料 1」というふうに振ってありますけれども、「動物取扱業の業種別届出数」を示したものでございます。

「関連資料 2」につきましては、都において実施いたしました「東京都内における動物取扱業実態調査」の結果です。これは 10 月 14 日に審議会で御報告をさせていただいた内容ですけれども、その後、調査数が増えまして、下から 5 行目にありますように、トータルで 340 施設について調査をした結果ということで、数が増えています。内容的には数は増えましたけれども、大まかな傾向は前回の中間報告の段階とほぼ同じでございます。

次に、28 ページをお開きいただきたいと思っております。

こちらは、「関連資料 3」でございます。「飼育動物における人畜共通感染症起因菌等保有状況調査」、これも 10 月 14 日に御報告したものでございますけれども、その後、若干データを付け加えております。それは 29 ページの下の方に「参考」ということで記載しておりますけれども、前回、小動物についての状況調査結果を載せていたわけですが、それに追加をいたしまして、「鳥類におけるクラミジアの保有状況調査」を載せました。これは、平成 5 年から 7 年にわたって東京都が実施した、若干古いですがけれども、その調査結果でございます。

クラミジアは、オウム病等の原因菌ということでございますけれども、この結果を見ますと、ペットショップで 113 検体、それから一般家庭のもの 76 検体を調査した結果、陽性であったものは、ペットショップのみで 7 検体であったという結果になっております。

次に、32 ページをごらんください。

32 ページは、「関連資料 4」でございます。「関連資料 4」は、「動物取扱業に関する営業者の意識調査」というタイトルでございます。小委員会では先

ごろ御報告をさせていただいたところでございますけれども、本審議会では、これが初めてということですので、簡単に御説明をいたします。

この意識調査は、現在 917 施設ございます届出済みの取扱業者、このうち 330 施設から回答を得ることができました。

その回答を見ますと、「対象業種の範囲」を「広げるべき」という意見がかなり多かった。あるいは 2 番でございますけれども、「衛生管理基準」を、最低限の基準は必要だろうという意見が圧倒的な数を占めるなど、動物取扱業を実際に営んでいらっしゃる方々の中にも改善の意欲が高いということがわかりました。

次に、33 ページは「関連資料 5」でございます。こちらは、「動物取扱業の定義等」ということで、現在の東京都の条例あるいは施行規則というところで規定されている動物取扱業はどのようなものかということ、それから、対象外のものとはどのようなものかということを説明した資料でございます。

次に、34 ページは「関連資料 6」でございます。こちらは、動物取扱業をこれまで年に 1 回、一斉監視をやっておりますけれども、その立入数あるいは注意指導の数等を示したものの、そして、適正飼育講習会というのを年に 1 回やっておりますけれども、この内容を紹介したものでございます。

35 ページは、「関連資料 7」でございますが、「動物取扱業に対する苦情」には、どのようなものがあるかを示したものです。

36 ページは、「関連資料 8」でございます。東京都を含め、都道府県あるいは市等における動物取扱業に関してどのような条例上の規定があるかということすべてピックアップした結果です。

次に、39 ページは「関連資料 9」でございますが、「諸外国におけるペットショップ等の規制状況」ということで、外国の法令等の内容を記載しております。

最後の 41 ページは「参考」ということですが、ペット動物の逸走、特にいわゆる「エキゾチックアニマル」と言われるようなものが目立つわけですが、それらの報道からピックアップした話題を一覧にしたものです。

その次に、右肩に「資料 5」と書いてある 1 枚の紙がございまして、これは、小委員会から「提言案」として出されましたもので、「動物保護相談員の活用と特定動物許可制度の見直しについて」のものでございます。

説明は以上です。

2 答申案について

(1) 猫の適正飼育推進策について

会長

それでは、資料の確認が終わりましたので、これより審議を開始したいと思います。

本日の審議事項は、お手元の「審議会次第」にありますとおり、第1が「答申案について」、そのまた小さい1が「猫の適正飼育推進策について」、それから小さい2が「動物取扱業者の指導育成策について」、その次が大きな2ですが、「その他」となっております。進め方といたしましては、初めに「猫の適正飼育推進策について」、これは答申案ですが、これを審議していただきまして、引き続いて「動物取扱業者の指導育成策について」、この答申案を審議することにいたしたいと思います。

それから、最後に、その他審議会としてつけ加える提言についても御審議いただきたいと思います。

こういう順序にいたしたいと思います。

それでは、まず「猫の適正飼育推進策について（答申案）」について、小委員会の座長から御説明をお願いいたします。

座長

それでは、これから「猫の適正飼育推進策について（答申案）」の説明をさせていただきます。

この答申案は、さきの中間報告を基本といたしまして、去る12月2日に開催をしました「都民からの意見を聴く会」等で寄せられました都民からの意見等を反映させて作成したものでございます。

案文の本体については、既に事前に事務局より委員の皆様にはお送り申し上げてあり、お目通しいただいていることと存じます。その後、委員の皆様からまた御意見等をいただいております、一部修正した部分がございますので、まず説明に入る前に、その点について事務局から説明していただきたいと思っております。お願いします。

事務局

それでは、今、小委員会座長からお願いのあったことについて御説明をいたします。

まず「猫の適正飼育推進策」、「資料2」の本文で御説明させていただきます。

この本文の2ページをごらんいただきたいと思います。

2ページの上から8行目ほどでしょうか、猫の飼育実態調査の結果を示しているところがございます。先ほど申しましたように、データを詳細に検討した結果、若干数字が動いております。「猫を飼育している世帯の割合は約12%」ということで、非常に小さいですけれども、「13%」から「12%」に変更になっております。

また、「猫の飼い主のうち、約57%が屋内飼育し、43%が屋内外又は屋外でのみ飼育している。」この数値が、かつて「52」だったものが「57」、それから「48」だったものが「43」と変えております。

次に、12ページをごらんいただきたいと思います。

12ページの(2)「「飼い主のいない猫」への対応」のうちの「モデルプランの構築」というタイトルでございますけれども、このタイトルは、皆様にお送りしてあった資料では「モデルプランの枠組み」という表現でございました。この「モデルプラン」については、もう1カ所修正点がございます。それは14ページでございます。

14ページの一番下、4行の段落でございますけれども、ここは、前の文章では「モデルプラン」というものと「試行的に実施する事業」と、これが不明確であったということから、当面、試行をすることによって将来は普遍的に使えるようなモデルプランをつくろう、という表現に改めさせていただいております。ですから、表現を明確にしたという趣旨でございますので、内容やあるいは方向性についての変更はございません。

次に、15ページでございますが、15ページの上から2行目でございます。

同じ趣旨で、2行目に「試行の段階では」とありますけれども、これも前は「モデルプランでは」と書いてありました。これもやはり「モデルプラン」と「試行」というものを明確に分けるという趣旨で、「試行の段階では、都は動物保護相談センターでの手術の実施も検討すべきである」という表現にさせていただきました。

それから15ページの「おわりに」の部分でございます。

中ほどの段落で、「広く都民に猫が健康かつ安全に生きられる環境についての理解と関心を持ってもらい、ともにそのルールを考えていくことが必要である」という表現がございますが、この「猫が健康かつ安全に生きられる環境」というのは、前はこの下の段落に入っておりました。

ただ、委員会からの御指摘で、この広く関心を持ってもらうのは、一般都民に対して関心を持ってもらうべきだという御意見がございまして、一般都民に対する記載をしている上の段落に持っていったということでございます。

以上が、「猫の適正飼育推進策について（答申案）」に関して、お送りしたものと、きょうお配りのものとの違いということでございます。

座長

どうもありがとうございました。

それでは、これから「猫の適正飼育推進策について（答申案）」ということで、お手元に「猫の適正飼育推進策について（答申案）の概要」ということでお配りしてございますが、これに沿って説明をさせていただきたいと思います。

この推進策につきましては、前回の審議会で中間報告案ということで既に説明したところでございます。従いまして、ここでは、その後の検討の中で修正、追加した部分について説明をさせていただきたい、かように思います。

なお、この追加修正の検討に当たりましては、先ほどの局長さんのごあいさつにもございましたように、去る12月2日に開催されました「都民からの意見を聴く会」で述べられた意見・要望、あるいはその後に寄せられた都民の方々の意見・要望等を踏まえて検討したものでございます。

修正、追加した主な部分といたしましては、「概要」の2ページ目の下段の「「飼い主のいない猫」への対応」という部分でございます。この部分について説明させていただきたいと思います。

「「飼い主のいない猫」への対応」の基本的な考え方といたしましては、前回、中間答申案の際に述べましたように、究極的には、理想的には、この飼い主のいない不幸な猫がいなくなるということが望ましい、このための取組がなされるべきであるというふうに申し上げましたが、今、現実に街を見たときに、街に存在する飼い主のいない不幸な猫というものは多数存在するわけでございます。

従いまして、これについて地域からの排除という考え方ではなく、こうした猫が地域住民の方々と共生できる、潤いのある街をつくるという意味合いにおいて、どのようにすべきかということで、この仕組みというものを考えるべきであろう、そして、このモデルプランというものを示す必要があるということで前回の中間報告案ではまとめたわけでございますが、今回の答申案では、これに対して、さらに具体的に姿の見えるものにしていくべきではないかという声が多いということ踏まえまして、さらに一歩を進めて「モデルプランの構

築」というものについて検討し、ここにお示しをしたものでございます。

このモデルプランの基本的な考え方は、まず基本的には「飼い主のいない猫」に係る問題の根本にあるのは、無責任な飼い主、不妊去勢をしない、あるいはまた、捨てる、そういうようなこと、あるいはまた、屋外で子猫を産ませてしまうというような飼い主の存在であるということで、この飼い主というものが責任を持って不妊去勢手術というものをし、また適正飼育を徹底するということが基本にあるわけございまして、この基本対策を進める必要があるわけございすけれども、と同時に、今申し上げましたように、現実に存在する「飼い主のいない猫」に対してどうするのかということで、ここに地域住民による合意やルールづくりが可能な地域においては、関係団体や行政のそれぞれの役割分担を明らかにした協力体制というものを構築して、「飼い主のいない猫」の不妊去勢手術の実施等に取り組むことが重要であるということが、検討の結果、意見として集約をされたわけでございます。そして、このための「モデルプランの構築」を検討する必要があるという考え方が、この「基本的な考え方」でございます。

そして、今回追加修正したのが、この「概要」にもございます。また本文では、12ページから15ページにわたって記載されている内容でございます。

この内容といたしましては、「飼い主のいない猫」の不妊去勢手術等に取り組むに当たっての手順と、それから、この手順を進める中でのそれぞれの団体と住民組織、あるいは関係団体、あるいは都や区市町村といった行政の担うべき役割というものをお示ししてございます。

詳細の内容については既にお目通しいただいていると思いますので、省略をさせていただきますが、その手順というものをここにお示しをしてございます。

「猫の餌付け」、これは手術するための保護をやすくするためということでございます。そして、餌付けをしたものを保護する、そして保護と同時に、これが飼い猫であるか否かの鑑別をする必要があるわけでございます。

そして、これを手術施設へ搬送する。そして、手術を実施する。そして、手術済の標識を装着する。これは、重複実施を避けるためでございます。

そして、手術後の猫の飼育管理ということで、餌やりや後片付けの問題、あるいはふん尿の掃除の問題、あるいは新しい飼い主の発見、こういった問題に取り組んでいく、こういう手順を進める。そして、それぞれの段階での役割分担を明らかにしたということでございます。

以上が、はなはだ概括でございますけれども、「猫の適正飼育推進策」の答申案のあらましでございます。

会長

どうもありがとうございました。

ただいま御説明のありました「猫の適正飼育推進策について（答申案）」につきまして、御意見あるいは御質問がございましたら、お願いいたします。

委員

昨年10月14日の中間報告の審議以来、先ほどの御説明にもありました12月の「都民からの意見を聴く会」、また、その後の小委員会の質疑等、小委員会の委員の皆様には、本当にたびたびの御熱心な御論議、本当にお疲れさまでございました。心から敬意を表するものでございます。

また、衛生局におかれしても、大変な御努力をいただいたことと思います。重ねて感謝を申し上げたいと思います。

この間の質疑につきましては、私も議事録を読ませていただきました。その上で、若干御質問といえますか、意見を述べさせていただきたいと思います。

まず、「飼い主のいない猫」ということの対応に関してですけれども、中間報告の段階から一歩進めて、地域住民の合意の上に、民間団体、区市町村、東京都の役割分担のもとに、不妊去勢手術実施等の専門技術的協力を行うなどのモデルプランの仕組みを検討すべきということで、具体的なモデルプランの枠組みを規定したことは本当に貴重な前進であるというふうに思っております。

その上でですけれども、一つは、「区市町村の役割」ということが14ページに書かれてあるわけなんですけれども、「取組が円滑に推進するよう住民組織、民間団体等との連絡調整を担い、具体的には、「保護した猫が適正な手続を経たものであることの確認、手術施設等への猫の搬送及び手術済の猫への標識装着の役割を果たすべき」というふうにされているわけなんですけれども、23区の場合は、保健所を持っておりますので、ある程度、そういうノウハウといえますか、できていると思うんですけれども、市町村の場合は、今まで保健所が東京都なわけです。そういう意味で、今まで猫に関して具体的な取組というのが行われていなかったのではないかと思うんですね。苦情処理という点では、いろいろ処理されていたとは思いますが、そういう意味で、具体的なシステムではないなと思っております。

「市町村の役割だ」と言われても、なかなか現実的には困難なのかなと思いますので、その辺は、市の役割、市町村というところではいかがでしょうかということの一つです。

二つ目は、「民間団体等の役割」分担ということなのですが、「手術の実施に当たっては、専門知識・技能を有する獣医師会との協力体制づくりが必要である。」ということですが、これは東京都としても、例えば手術費用の助成も含めまして、何らかの助成措置を考えていらっしゃるのかどうか。これは、東京都の方にお伺いをしたいと思います。

三つ目は、2番目ともダブるわけなんですけれども、東京都の役割として「総合的な調整を行うべきである。」というふうに書かれているわけなんですけれども、モデルプランの段階では、東京都は、先ほど御説明にあったような「動物保護相談センターでの手術の実施の検討もすべきである。」ということなんですけれども、これを1回読みますと、東京都は、あたかもモデルプランが一応終わりましたらといいますか、終了したら、総合調整だけで終わってしまうんじゃないかというようなイメージを与えるわけなんですけれども、私は、先ほども申し上げましたが、市町村の保健所は東京都の管轄であるということからも、この点でも、役割という点と、モデルプランだけということではなくて、今回の適正飼育の中心点、不妊去勢手術実施ということがありますので、そういう意味からも、何らかの東京都の助成措置を求めて、この中でも一つ入れる必要があるのではないかなというふうに考えているところです。

以上です。

会長

ただいま、大きく分けると三つぐらい御質問があったわけなんですけれども、まず第1の「飼い主のいない猫」についての保健所の役割ですね。区の場合は保健所があるが、市町村にはないので、その辺、市町村の場合、どういう措置になるのか。この辺はどうでしょうか。この答申案をまとめられた座長からお願いいたします。

座長

では、私から、検討の中での考え方を申し上げます。

今、おっしゃいましたように、市町村には保健所がないということで、現実には犬猫に対応しているのは保健所であるということで、その辺に問題はないか、こういう御指摘でございますが、これにつきましては、私ども、この犬猫あるいはこういった動物管理の問題、こういう問題は、基本的には市町村というものも十分かんで、そして、いわゆる住民の最も身近な窓口である市町村というものがやはりここに関与しながら、そして、身近な行政という中でやっていくのが一番望ましいのではないだろうか、こういうふうに考えております。

従いまして、現実的には保健所はございませんけれども、市町村にも苦情処理というようなことで多く寄せられているということは事実でございますし、それに対して対応もしているわけでございます。

従いまして、そういうものをこれからの問題としてこの市町村にやっていたとということになると、いろいろ問題はあろうかと思えますけれども、一つの考え方としては、やはり住民の最も身近な市町村というものも共同してやっていくことが望ましいのではないだろうか、こういうふうに考えてこのような枠組みをつくったわけでございます。

会長

まず、その点について、いかがですか。よろしいですか。

委員

はい。

会長

それでは、御質問の第2の点ですね、民間団体、特に獣医師会の役割をもう少し具体的に出したらどうか、特に助成措置その他ですね。これは、事務局の方でお答え願えますか。

事務局

事務局の方では、特に助成措置ということになると思います。獣医師会の役割あるいは東京都の役割というのは、具体的な事業を試行的に組んでいく中で、それぞれ、もっと具体的に詰める必要はあるかとは思いますが、答申の段階では、方向性を示していただいたというふうに思っております。

もう一つの補助ということですが、こういった「飼い主のいない猫」に対する取組をしていこうという場合に、地域の皆さんあるいは関係団体等が協力をしていく枠組みづくりというのが一番大事なことになるかと思えます。

今回の答申でも、そういう方向性を出していただいているというふうに思いますが、こういった枠組みをつくり、きちんと動かしていくというところが何より、かなり大きな課題でございますし、それには、大変な努力をこれからそれぞれの主体がしていかなきゃいけないことだというふうに思っております。

こういった際に、金銭的な支援をどうするかということになりますけれども、その支援を金銭で行うのか、あるいは、今私が申しましたような関係者の調整あるいは技術提供という形で行うべきかということになるかと思えます。

我々としては、こういった制度をもし動かしていく段に当たっては、長期的

な視点に立って考えさせていただければ、都民あるいは民間団体の自主的な運動というものを前提にして進めていくべきだというふうに考えておりますので、金銭ということよりは、技術提供あるいは関係者間の調整に努力をしていくということで役割を果たしていきたいというふうに考えております。

会長

そうすると、助成といっても、技術的な面あるいは調整面ということで、補助金とかそういうふうなことになる、まだ時期が早いということですか。さらに進んだ段階で検討の余地があるということですか。

事務局

今のところ、補助金でということは考えておりません。今申しあげましたような、お金でかえられない部分の支援が可能だろうというふうに思っております。

委員

獣医師会の話ですから、私も一言。

これは、今事務局がおっしゃったように大きな問題でして、この三者が協力をもし、例えば何かの対価といいますか、金銭的なことを言い出しますと、おそらく解決しないだろうというふうに見ているわけです。したがって、獣医師会としましても、この問題については大いにひとつ検討させていただく。

ただ、細かい詰めはまだ一切いたしておりませんが、こういったものは、民間もボランティアをするんだ、獣医師会もボランティアをするんだ、そして行政は、そのボランティアをするであろうその民間団体及び地域の住民、それらの調整をして、そしてその最終責任を行政が負っていくんだ、つまり管理していくといいますか、二重、三重の手術を施すようなことがあっては絶対にいけませんから、そして、これはホームレスの猫としてそういった不妊去勢はもう済んでいますよといったような標識を管理していただいたり、そういったことで行政はやっていただくということで、概略においては、合意といいますか、話し合いはしておりますが、詰めた話は一切しておりません。しかし、基本的な理念は、私どもも、獣医師会として全体がボランティアすることには多分ならないと思いますが、獣医師会が獣医師会の中にボランティアを募っていくというような形でこの問題は処理していけるのではないかなというふうに、概略としては考えておりますが、一切まだ詰めている話ではございませんが、どうぞまあ御心配なく。必ずこれは、三者が協力すればやっていけることだというふうに理解していただきたいと思っております。

会長

その辺、よろしゅうございますか。

それでは、御質問の三つ目ですね、東京都の役割が総合調整だけというか、少な過ぎるのではないか、不妊去勢活動に補助金を出すべきではないかというふうな御意見だったんですが、この辺は事務局、どうでしょうか。

事務局

今の点につきましては、先ほど私が御説明した内容、それから、今、委員から御発言のあった内容でほぼお答えできる内容だったのではないかというふうに思いますが、いかがでございましょうか。

会長

ちょっとダブっていますよね。いかがですか、それで。

委員

皆様はいかがですか。よろしいですか。

会長

ほかに何か御意見ございますか。

委員

関係者の方々、本当に御苦労さまでございました。

私も全文を読ませていただいて、案文として大変よくできているな、そういうことをまず御報告させていただきたいと思います。

また、この14ページの「都の役割」の中で、「モデルとなる地域で」うんぬんところあります、この「モデルとなる地域」というのは、どういうことをイメージされているのか、これをまず教えていただきたいと存じます。

それから、この項目が一番焦点になる項目ですから、それに絞って御質問しているわけですが、この15ページの上から2行目の中で、「試行の段階では、」という7文字が入っておりまして、先ほど獣医師会の方から、ボランティアという大変うれしい報告を聞いたものですから、この「試行の段階では、」という言葉で歯止めをかけないで、こういうことを踏まえながら、みんなで合意形成の動物保護相談センターでの手術の実施も、これは東京都として場所を提供し、この中で技術も提供していくと私も想定していますので、そういう中で合意形成する場づくりをこういうところで東京都も積極的に提供してくだされば、大変いいのではないかな、そこから一つの突破口が切り開かれていくのではないかな、こう思ったがゆえに、この「試行の段階では、」というこの言葉を置いた意味をお伺いしたいなと、この二つでございませう。

会長

今、2点にわたる御質問があったんですけども、これについて、座長、いかがでしょうか。

座長

ただいまの御質問は2点あるかと思えます。

第1点として、モデル地区ということで、このイメージはどのようなものを描いているか、こういうことをございますけれども、これにつきましては、この「飼い主のいない猫」に対応するということは、地域の問題として非常にクローズアップしている問題でございますので、地域の方々の合意というものがまず基本的になるであろう、こういうことをございます。

従いまして、猫の好きな方もいれば嫌いな方もいる、飼っている方もいれば飼っていない方もいる、こういうことで、この問題については非常に意見の分かれるという部分もあるわけをございます。

従いまして、この不妊去勢手術を実施するというに当たりましては、かなり慎重にやっていく必要があるであろうと。その大前提となるのは、やはり地域住民の合意という問題が非常に重要になってくる、こういうことになろうかと思えます。

従いまして、この地域住民の合意というものが得られるということが、一つあるかと思えます。

それと、この不妊去勢手術につきましては、先ほども「基準」のところでも申し上げましたが、飼い猫であるか、飼い主のいない猫であるかという判別は非常に難しい部分をございます。したがって、これは判別ができるという前提が必要になろうかと思えます。

従いまして、それをよく判別できる方というのはだれかといえば、これはまた地域住民の方である、こういうことになりまして、あるいは、いろいろとボランティア等で御協力をいただいている方々もこの中に含まれると思えます。従いまして、今度はそういう方々の協力というものが必要である。

それから今度は、手術を実施するということになりまして、これに対する獣医師会等の協力も必要であろう。そうしますと、獣医師会等でも、それぞれの地区に獣医師さんがいらっしゃいますので、そういった方々の協力が得られるという確約を得ないと実施できない。

それから、これをコーディネートする区市町村、あるいはまたさらに、これを総合的に調整する都、こういったシステムの中でこれを遂行していくのがよいであろう、そういうことで、そういった問題をクリアできる地域、こういうふうにございます。

それから、「試行の段階」でございますけれども、この「試行の段階」だけでなく、普遍的に都の動物保護相談センターが実施をするようにしたらどうか、こういう御意見かと思えます。

これにつきましては、都行政の体制の問題もあろうかと思えます。ただ、基本的に考えるのは、やはりこの猫の問題というのは、毎度申し上げますけれども、地域住民の方々の合意という中で実施をするということは、裏返して言いますと、地域住民が積極的にこれに取り組もう、こういう姿勢が必要になってくるわけでございます。

従いまして、この「試行」というのは、むしろそういったことが意外に容易に取り組める問題だというようなことを示す必要がまずあるのではないかと、こういうモデルを示す必要があるのではないかとということで、この「試行」をまずやってみて、そしてそれを拡大していくという考え方に立ったらどうであろうか、こういういわゆる現実的な考え方の中でこの答申を行ったものでございます。

以上でございます。

委員

御説明ありがとうございました。

心配するのは、第1点目のモデル地域。確かに、いろんな動物を愛護する猫の団体の方がおいでになりますけれども、こういう方々がこういうことをすれば、では私たち、地域住民の方と連携をし、獣医師会の方とも積極的に手を挙げて、そういう運動の芽というものが出来たがゆえに、この「モデル地域となる」というこの言葉に位置付けをされたら、こういうふうに理解をしてよろしいでしょうか。

座長

はい、そのように御理解いただいて結構かと思えます。

会長

よろしゅうございますか。

ほかに何か御質問、御意見はございませんか。

委員

ただいまの、動物保護相談センターで試行的に実施を検討というところがございましたが、その問題でもって、小委員会でもって私も提案申し上げたんですが、大義名分をずっと挙げましたね。不妊去勢が絶対必要であると大分言っているんですが、この実施の手順をある程度明示しないと、なかなか実行にいかないんだろうという点で、これが一番のネックになるんじゃないかと思っております。

ただ、これにはやっぱり今ない状況の中から新しい段階を生み出すわけですから、一つの呼び水として、東京都に五つある動物保護相談センター、そこにいらっしゃる獣医さんが、手始めに試験的に実施をする。これもある程度、場合によっては「猫の不妊去勢推進月間」または「週間」と大いに鼓舞激励しまして、そして、その五つのセンターでもって、手始めにとにかく実施するんだと、無料でもって。これは非常に、いろいろと複雑な問題があるでしょうから、希望者は相当優先的に絞っていく必要があるんじゃないかと思いますが、その辺のところは後に譲るにしまして、手始めにそういった運動を行う。そして、それが呼び水となって、ある程度無料で、しかも、東京都ではこういった先進的なことをやっているんだという一つの風潮が高まってきますと、先ほど委員がおっしゃったような、獣医さんもボランティアでもって、それじゃこれに参加してみようじゃないかというような風潮が出るのではないかと。

ですから、私は「試行的に」というところは、ある程度期間を定めて、そして、最初は都の職員によってそういった実施を検討する、こういったことを考えていけば、一つの呼び水になるんじゃないか、こういうことを申し上げたと思います。よろしく願いいたします。

会長

ただいまのは、小委員会に参加された立場から、どういう趣旨かという御説明をいただいたわけなんですけど、ほかに何かございますか。

特にございませんか。

委員

私も小委員会に入っていたんですけども、小委員会の中でもお話しさせていただいて、一部は言葉を省いていただいたんですけど、一番最初の12ページの「飼い主のいない猫」には、というところの真ん中辺、「このようにして、人に管理されない「飼い主のいない猫」がなくなることが、人と猫が共生する社会の実現にとっては、理想的である。」というところで、前々回ですか、「「飼い主のいない猫」がなくなることが」という言葉がひとり歩きして、結局、その「飼い主のいない猫」はいない方がいいんだ。それが業者の捕獲等につながって排除の方向に行くのではないかと。

実際、横浜でそういうことが行われたという形跡があるのでということで、別の、後の方のページのところで省いていただいたんですけども、同じことがこのまま前の方では残ってしまっておりまして、やはり、よほど注意しないと、上にきちんと「飼い猫の不妊去勢手術と屋内飼育を普及すれば、「飼い主

のいない猫」は次第に減少していく」と書かれておりますので、改めて「いなくなる」ということを強調してしまいますと、心ない方たちの捕獲につながって排除の行動につながりはしないかという懸念が、やはり、まだ私には残っているんですね。

ですから、ちょうど自然に不妊去勢手術をされて、一代限りで終わり、新たに捨てられる子がいなければ自然に減少していくというようなことは、もうその上に書かれておりますので、ここは「このように」から「理想的である。」までは省いていただいてもいいのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

座長

ただいま御発言でございますけれども、同じ小委員会の中で検討した中でのお答えになりますので、若干、意見が十分反映していないんじゃないかと思われる方、あるかと思いますが、このところの考え方というのは理念を示しているものであると、こういうことです。

この位置付けといたしまして、「基本的な考え方」、こういうことで考えますと、果たして「飼い主のいない猫」が幸せであろうかということを考えますと、理念としては、やはり「飼い主のいない猫」というものはなくなるということが理想ではないか、こういう観点の中でこの文言はここに残っている、こういうことでございます。

確かに御指摘のように、言葉のひとり歩きということは心配されますけれども、あくまでそれはその言葉を抽出して読んだ場合だけであって、この文を通して読んでいただければ、この理念というのは御理解いただける、こういうように考えております。

以上です。

会長

いかがでしょうか、そういうお答えがあったんですが、文章を通して読んでいただければ、大体わかっていただけるのではないかと。

委員

皆さんが、文章を通して読んでいただければわかると思うんですけれども、一部分を抽出するような方もいらっしゃるという心配がやはりあるものですから、少しひっかかったんです。

会長

答申ですから、全体として把握するというのが本来じゃないでしょうか。部分的に行きますと、文章というのはいろんなとり方されるんですが。

いかがでしょうか。それでよろしゅうございますか。

委員

文言の読み方については、いろいろ誤解を招く可能性もなきにしもあらずかなと思うんですが、少なくとも関与している私ども、そういう誤解のないような普及啓発もする必要があるんじゃないかなと思います。

また同時に、本来、本会は、猫の適正飼育について議論しているんですが、本日の中身は「飼い主のいない猫」が大変ウエートが高くなっているような気がします。私は小委員会には参加していなかったんですが、この「「飼い主のいない猫」への対応」というのは現実問題として大変大事だと思うんですが、同時に、並列といいましょうか、二本立てといいましょうか、この答申案の2ページ目にありました、外で飼っていて避妊をしていない飼い主、この人たちに対する具体的な指導・啓発、これがないと、「飼い主のいない猫」のことがかりが議論、尽きなくなってしまうんじゃないかなと思いますので、この現実問題としての「「飼い主のいない猫」への対応」、とても大事だと思うんですが、同時に、飼い主がいて、なおかつ外で飼って、不妊去勢をしていないという方に対する何か指導要領もできると、よりこの猫対策はいい方向に進むんじゃないかなと思います。

これは質問ではなく、意見として申し上げます。

会長

今、「飼い主のいない猫」のほかに、飼い主がいて、しかも余り良好な飼育方をしていないという場合もあるんじゃないかという御意見があったんですが、その辺に関連して、何か御意見、御質問ございますか。

座長、たびたび申し訳ないんですけども、その答申を小委員会で起草されるときに、この辺については何か議論があったんでしょうか。飼い主があって、しかも飼育が悪いと。

座長

これにつきましては、前回の審議の中で御報告申し上げましたように、この猫の問題については、三原則というものを中心にして進めていくべきであると。一つは、捨てない。一つは、増やさない。一つは、排除しない。こういう三原則に従って、この答申も検討するという事で検討したわけでございまして、不妊去勢手術の重要性というのは、この三原則を進めるということで、9ページ等にもございますように、「不妊去勢手術の実施」ということでこの重要性をうたっている。

この不妊去勢手術の重要性をうたって、そして、この具体的な施策について

は、それぞれ、今後の行政の中でこれを反映して取り組んでいただく、こういう考え方でございます。

会長

そのようなお考えが示されたんですが、いかがでしょうか。

委員

はい、結構でございます。

会長

ほかに何かございますか。特にございませんか。

(「なし」との声あり)

会長

いろいろ貴重な御意見、御質問がありましたが、おおむね、答申案について御異存はないのかなというふうに受けとめております。

そこで、原案のとおり答申をするということで御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

会長

それでは、そのように決定させていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、この案につきましては、次回の第4回の審議会におきまして再度確認いたしまして、正式に答申として都知事あてにお渡ししたいと存じます。

(2) 動物取扱業者の指導育成策について

会長

それでは、続きまして「動物取扱業者の指導育成策について(答申案)」の審議に入りたいと思います。

それでは、この点につきまして、座長から御説明をお願いいたします。

座長

それでは、これから「動物取扱業者の指導育成策について」答申案について説明いたします。

この案文本体も既にお目通しをいただいていることと存じますけれども、そ

の後、委員の皆様から御意見をいただきまして、一部修正しておりますので、その点について、まず事務局から説明をお願いしたいと思います。

事務局

それでは御説明いたします。まず、本文の1ページをごらんください。

1ページのちょうど中ほどでございます、「動物取扱業者の果たす社会的役割と責務は、ますます大きくなってきている」という記載がございます。お送りしたのものには「都民から大きな期待が寄せられている。」という表現でございましたが、委員会からの御意見に基づいて、このような表現に変えてございます。

次に、2ページをごらんください。

2ページの(2)「流通の現状」、下から4行目ですが、これは子細な点でございますけれども、流通する動物、特に輸入される動物の例示として、「エリマキトカゲ、アライグマ、イグアナ」という表現がございます。このイグアナについては、前回のフェレットから、よりこちらの方が適切だという御意見がございましたので、そのように変えております。

また、その下の行ですけれども、「犬においても人気犬種の変遷が目まぐるしい」この記載もつけ加えております。

次に、4ページをごらんください。

これも細かな点ではございますが、4「従業者教育」という表現がございます。この案文の中で「従業者」という言葉、「従業員」という言葉が混在しておりましたので、すべてお店で働く方を指す場合には、「従業者」という形で「者」に統一をさせていただきました。

次に、9ページをごらんください。

上から5行目ほどのところに「自然環境の保護」という項目がございます。これは、「基本的な考え方」の中で取扱業者の果たす社会的役割を五つの視点から述べたものの五つ目でございます。

アライグマの記載が1行目でございますけれども、「国内の一部で既に問題となっている」という、アライグマは現実に野外で繁殖していることが問題になっておりますので、その現実を踏まえた記載をつけ加えさせていただきました。

次に、同じページの中ほどでございます「動物取扱業者に求められる条件」、(1)「施設の整備」の中で、2行目でございますが、「飼育環境が整備され、かつ逸走防止や衛生確保にも配慮した」というこの文言は、「わかりやすく」

という御意見がございまして、文言の修正をしております。

次に、11ページでございます。

指導基準の考え方の2「危害防止」の欄でございますけれども、下から3行目ほどのところ、ここには、以前お送りしたものでは、特定動物を売る場合に、「規制について書面で説明をし、売った相手の住所等を記録する」とこういう表現になっていたんですけれども、この表現を二つに分けまして、まず規制についての説明が必要だと。で、許可を受けた場合であっても、記録についてはしていただくと明確に表現を変えたということでございます。趣旨は変わっておりません。

以上が、「動物取扱業者の指導育成策について（答申案）」に関する修正点ということでございます。

座長

どうもありがとうございました。

では、これから答申案について説明させていただきます。

まず、この答申案の検討の経緯について御説明を申し上げ、その後、お手元に「動物取扱業者の指導育成策について（答申案）の概要」というのが「資料3」で配付されておりますが、これに沿って御説明をさせていただき、かようにさせていただきたいと思っております。

まず、この経緯でございますが、前回の10月14日開催の審議会におきまして、この「動物取扱業者の指導育成策」ということで検討について、私ども、小委員会に下命を受けたわけでございますが、その後、3回にわたりまして小委員会を開催いたしました。

この間、1月29日開催の小委員会では、動物取扱業関係者からのヒアリングを行い、検討の参考にさせていただいております。

これが経過でございまして、検討の結果でございますが、お手元の「概要」にございますように、三つに分けて検討をいたしております。

一つは、「動物取扱業の現状」分析ということ、2番目として、これに対する「基本的な考え方」、そして具体的な「動物取扱業者の指導育成に向けて」ということで、三つに分けて検討して、報告書としてまとめております。

それぞれについて簡単に御説明していきたい、かように思います。

まず、「東京における動物取扱業の現状」でございますけれども、まず一つ言えますことは、都内で飼育されているペットの数と種類というものが年々増加している、こういうことでございます。飼育数も年々増加しているとともに、

飼育されている動物の種類も増えている。特に、海外からの輸入野生動物、こういったものも十分増えている。イグアナだとかアライグマだとか、こういった、これまで飼われたことのない動物も飼われ、非常に多様化しているというのが一つございます。

それから二つ目としまして、これを反映してか、都内の動物取扱業の方、営業施設の数も増えている。届出数が年々増加しておりまして、62年末には687の施設の届出があったものが、平成9年度末には921施設に増えている。このことは、動物取扱業がペットの流通の中で占める割合というものが非常に大きくなっている。裏返しに言えば、動物愛護、適正飼育、こういった問題に対するこの動物取扱業の役割、あるいは社会的責任というのが非常に大きく重くなっているということが言えるのではなかろうか、こう考えるわけでございます。

次に、「動物取扱業の問題点」ということでございまして、この問題点として挙げられますことは、この動物取扱業というものがどうかかわっているかということで考えてみますと、動物愛護にまず大きくかかわっている。適正飼育にかかわっている。そのほか、動物由来の感染症、いわゆる人畜共通感染症と言われますけれども、こういった動物由来の感染症の問題もあります。

それから、危険動物等の飼育の脱走と、あるいはまた、飼育者が被害に遭うというような危害の防止の問題がございます。

それから、環境上の問題があります。騒音だとか悪臭だとか、あるいは羽毛が飛ぶとか、ふん尿の処理が悪いとか、いろいろあります。

それからさらに、野生動物等、特に外来の野生動物が逸走するというところで、自然の生態系に及ぼす影響というものも最近指摘をされている。

こういって、いろいろな問題が背景にある、こういってございまして、都が実施いたしました調査によっても、これらにかかわる問題点があることが、この報告書の中にも指摘をされております。

次が、動物取扱業に対する規制の現状でございます。

これについては、東京都では条例で売買、保管、訓練等、現在六つの業種について条例で届出制をとっております。この実態把握とともにこれに基づく指導等を行っているところでございますが、この指導に当たりましては、届出制であるということから、必ずしも徹底をしていない部分もある。また、具体的な指導基準といったようなものが整備をされていないことから、その指導の効果、実効性というものにも若干難しい問題、あるいは欠ける点があるという

のが現状であろうかと思えます。

また、過日、都が実施した営業者の意識調査というものを見ますと、こういった問題、社会的背景を踏まえてでしょうか、業界内にもこの現状を何とか改善すべきであるといったような意欲が高いことが推察されるということがこの意識調査の中でも報告をされています。

これが、動物取扱業の現状のあらましでございます。

次が、2本目の柱の「基本的な考え方」でございますけれども、これにつきましては、基本的な考え方として、まず「動物取扱業者の社会的役割」というものを分析して、検討をいたしました。

2番目として、その社会的役割を果たすために求められる条件としては、どういったことを整理すればいいのかという二面にわたって検討を行いました。

まず第1点の「動物取扱業者の社会的役割」でございますけれども、この求められている事柄としては、先ほどと若干重複いたしますが、五つの視点から見るができるだろうと思えます。

一つ目は「動物愛護」の視点、二つ目は「危害防止」の視点、三つ目は「動物由来感染症の予防」の視点、それから四つ目は「良好な生活環境の維持」の視点、五つ目は「自然環境の保護」の視点、こういった五つの視点から見るができるだろうというふうに思います。

これらの社会的な役割というのは、動物の取扱いということは、動物というものは命ある生き物である、それを営業上取り扱うという立場から言えば、営業業者として当然これらに適切に対応すべきであるということは、当然果たすべき役割として認識されているところであろうかと思えますが、昨今の動物販売の中での健康をめぐるトラブルというようなものが多く報告されておりますし、また、近ごろ、新聞等をにぎわしておりますように、外国からの輸入動物の増加とともに、その脱走事件というようなことで問題を起こしている。あるいはまた、動物由来の感染症につきましては200種類あると言われておりますけれども、この中で、先日、いわゆる「感染症予防法」という法律が、従来の「伝染病予防法」というものを廃止して新たに制定をされたわけでございますが、この新たに制定された背景の一つには、外国からの新しいこういった人畜共通感染症の侵入のおそれがあるということで、これを厳重に防止しよう、ということでこの法律が改正になったということでございまして、これもまた動物取扱業者の新しい役割ということで、社会的責任という中で果たしていただく役割ということで考えるべき問題であって、この取扱業者の役割というものは、ますます大きくなっていくであろうというふうに理解されるわけでございます。

そこで、この役割を果たすために「動物取扱業者に求められる条件」、必要な条件というのは何かということで検討したわけですが、この結果といたしましては、この「概要」の一番下の枠にございますように、三つの事項がございます。一つは「施設の整備」、それから二つ目は「適正な飼育管理」、三つ目は「専門知識」、こういうことでございます。

この一つ目の「施設の整備」ということでございますけれども、これは動物愛護の立場からも、また危害防止からも、これは非常に必要な条件であろうというふうに思われます。このためには、基本的には動物を飼うという場合には、動物の生理、習性というものに適合した、そしてまた危害防止の観点からも、あるいは衛生保持の観点からも配慮した施設というものを整備する必要があるであろう、こういうことが第1点でございます。

第2点は、施設整備といったハード面の整備に合わせまして、「適正な飼育管理」ということが必要でございます。すなわちソフト面ということで、日常の飼育管理上に求められる事項は何があるか、こういうことを注意すべきであろう、こういう、まとめられるこの条件といたしまして、動物の健康管理、あるいは施設の消毒、あるいは清掃の励行、あるいは販売先の記録等、これにつきましては危害防止、あるいはまた、先ほど申し上げた動物由来感染症の予防の観点から、非常に重要なものになってくるであろう、こういうことで、こういったもろもろの点について取りまとめを行ったところでございます。

それから、3番目が「専門知識」でございますけれども、これは、従業者は十分な専門知識を持つ必要がある、これが求められる条件の一つであろう。このことは動物の飼育をする場合、先ほど申し上げましたが、動物の生理、習性というものを十分理解するということが、動物を飼育する場合の基本になるべきであり、必須条件であるということで、このためには、従業者はお客様に対して、従業者自身みずからが十分知識を持つと同時に、また、お客様に対して十分指導、助言、相談に応じられるようにするということが非常に重要であろう。特に、一般の方々が動物飼育を始める一番の身近な存在というのは、この動物取扱業者の方々であるということを考えますと、この専門知識を持つということは重要な必要条件、こういうふうに言えるだろうというふうに思います。

次が、「概要」の2枚目をござらんいただきたいと思っておりますけれども、「動物取扱業者の指導育成に向けて」ということでございますが、これについては、

二つの面から検討を行いました。一つは「新たな制度の導入」ということでございます。

この内容といたしましては、「規制対象の拡大」、それから2番目として「登録制の導入」、3番目として「指導基準の整備」、4番目として「動物取扱責任者の配置」、それから5番目として「優良施設の認定等」、この五つでございます。

これについての考え方の概略を申し上げます。

まず、「規制対象の拡大」ということでございますが、これにつきましては、先ほど「現状」で申し上げましたが、条例上、現在、東京都の条例の規制対象としているものは六つの業種でございます。しかしながら、今日の社会的な変化あるいは国民の意識の変化等を踏まえますと、これらを検討いたしました結果、これまでの対象としていないものについても、新たにこの規制対象としていくべきではないかということでございます。

すなわち、特に重要と考えられますイベントでの動物展示、これについては入っておりませんでした。あるいはまた露天商、こういったものも入っていなかったということで、これを新たに対象とすべきであろうという結論に達しました。

また、このほか、まだまだいろいろとございますが、このほか、ブリーダーだとかあるいは実験動物施設等につきましても、その社会的な影響というものを考えると、業者とは言えない部分がある業種もございます。ブリーダー等においては、家庭等で繁殖をする、あるいはその中間的な存在もある、いろいろとございます。

しかしながら、こういった社会的な影響を考えると、営利、非営利を問わず一定規模以上のものは、今後、この対象として検討していく必要があるのではないかとということで、ここに提案をしているところでございます。

2番目といたしまして、「登録制の導入」でございますけれども、これまで実態把握を主目的とした届出制であったものを、さらに一歩進めて登録制を導入すべきではないかということで御提言を申し上げます。

それから3番目といたしましては、「指導基準の整備」の問題でございます。ここで検討いたしましたことは、動物取扱業者には、先ほど御説明申し上げましたように、「動物愛護」「危害防止」あるいは「動物由来感染症の予防」、いろいろ五つの視点からの社会的役割が求められているところでございますので、この役割を果たすためには、やはり具体的な指針となるようなものが必要

ではなかろうかということで、施設基準、管理基準といったような基準を定める必要があるということで、ここに提案をしております。

そして、この内容でございますが、この基準を定めるに当たりまして配慮すべき事項ということでどんなことがあるかという点で、この、それぞれの五つの視点から検討して「配慮すべき事項」というものを記載したのが、本文の11ページから12ページにございます。ごらんのとおりでございます。

次が、4番目の「動物取扱責任者の配置」でございますけれども、動物飼育の知識あるいは経験を有する従業者を動物取扱責任者として各施設に配置すべきである、こういう趣旨でございます。

この趣旨とするところは、動物取扱業者がその管理責任というものをまず明らかにする必要があるとともに、お客の信頼というものを確保し、さらに高めるといことがこの動物取扱責任者の配置によってこの趣旨が実現されていくのではないだろうか、こういうことでございます。このためには、責任者の使命を施設内に掲示するようなことも検討課題として含めてございます。

5番目が「優良施設の認定等」でございますけれども、これは、構造設備や管理状態、そういったものが特にすぐれた施設を「優良施設」として表彰、認定するとか、あるいはまた一方、これに違反するような、あるいは管理状態の悪いような施設、そういったようなものを公表するという仕組みを検討することによって、都民が利用する際の選択の指標となると同時に、また営業者自らが実質的な積極的な取組が誘導されるであろうということで、こういった趣旨でこのことを挙げてございます。

それから最後に、「指導体制の整備」ということでございますが、動物取扱業者の指導育成策を推進していくためには、まず行政による効果的な監視体制の確立というものが必要であろう。2番目として、民間団体と行政とが連携協力し合って、この動物取扱業者の内容の充実を図っていくべきだ、こういうことで検討いたしました。

まず、この「効果的な監視指導体制の確立」ということでございますけれども、現在、東京都で行われている監視指導機関というものを見ますと、東京都の動物保護相談センターが中心になって実施をし、そして各保健所の獣医さん等がこれをまたあわせて実施をしていく、こういうことでございます。

ところが、特別区の実態を見ますと、獣医師等の専門知識を有する動物監視員、東京都には、動物監視員ということで獣医師の資格を持った職員が任命されているわけでございますけれども、特別区にはいないという現状の問題点がございます。

そこで、東京都のこの動物保護相談センターの動物監視員というものを活用して、全都的にこの監視指導体制の確立というものを図るべきではないかということが現在の問題点に対する対応という考え方でございます。さらに、これを効率的に進めていくためには、この監視員の能力向上だとか、あるいは関係機関との情報交換や連携というものの強化策もあわせて検討していく必要がある、こういうことでございます。

また、民間団体との連携協力の強化ということがございます。民間団体との連携と協力によって、講習会の充実やあるいは情報交換、あるいは普及啓発資料の活用、あるいは地域での連絡組織づくり、こういうことを検討することによって、こういった組織というもの、あるいは協力体制というものを確立することによって、この動物取扱業者の指導育成という施策がより効率的に実施をされていくであろう、こういうふうに考えた次第でございまして、このようなまとめになった、こういうことでございます。

以上が、小委員会で検討した「動物取扱業者の指導育成策について(答申案)」のあらましでございます。

会長

どうもありがとうございました。

それでは、ただいま御説明の「動物取扱業者の指導育成策について(答申案)」につきまして、御意見あるいは御質問をお願いいたします。

特にございませんか。

今度もう一度、答申案について最終決定という段取りがありますので、もし今後御検討いただいて、文言とかその他御意見がありましたら、事務局の方へ申し出ていただきたいと思います。

委員

私は、小委員会でもって大分審議を重ねましたので、大変によくまとまっていると思いますけれども、ただ、総括的に見ますと、この取扱業者の問題でもって特に動物愛護の問題、幼齢動物の問題というのは、やっぱり一番の大きな問題なんですね。幼齢動物というのは、特に犬の幼齢動物の販売。これがやっぱり一番大きな問題であるわけです。

この辺につきましては、11ページですね、「動物愛護」でもって非常に詳しく取り上げていただいておりますが、ただやっぱりこの点だけは指導監視体制の中に組み込んでいただきたいと思います。

ということは、いわゆるペットショップの自主的な取組というのは、現実的にはなかなか不可能です。結局、業者間のいわゆる競争もございまして、また、

当然ブリーダーにしてみれば、早く出すことによって効率的な繁殖ができるわけですから、なかなか業者にお任せするだけでは解決不可能な問題、そういう問題です。

ですから、特にここでもって「指導監視」の中にこの点を一つ組み込むような必要があるのではないかと。

私どもの団体には、業者が非常に多いものですから、特にその辺のところがよくわかるわけで、逆に言うと、2カ月以内の動物の販売は禁止すべきであるというようなことを何らかの形でもって組み込むことによって、一つの風潮なり体制ができるのではないかと。この辺のところは、特に要望したいと思います。

会長

それでは、今の点について座長、いかがですか。

座長

ただいまの御意見は、小委員会の中でもお聞きをしたところでございます、そういった意見等を踏まえてここに、答申案の中に盛り込んだ次第でございます。

そういうことで、この答申案としては一つの限度がございますので、具体的なことをすべて書き込むというわけにはいきません。そういうことで、基本的な考え方としてここにうたいこんでございますので、今後のいわゆる行政推進の中で、十分これが反映していただけるものというふうに期待しておりますし、ただいまの御発言も「要望する」ということでございますので、その辺のところでもよろしいでしょうか。

会長

よろしゅうございますか。

委員

はい。

会長

ほかに何かございますか。

(「なし」との声あり)

会長

それでは、特に御意見もないようですので、細かい点につきましては、また微修正は、内容は一応別としまして、表現等につきましてはまだ若干手直しができると思います。

そこで、ただいま御審議をいただきました「動物取扱業者の指導育成策について（答申案）」につきましては、原案のとおりとすることについて御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

会長

ありがとうございました。

それでは、原案のとおり「動物取扱業者の指導育成策について（答申案）」、これは、第4回の審議会におきまして再度確認していただきまして、その上で、「答申」として都知事にお渡ししたいと存じます。

3 その他

会長

それでは、これから諮問事項以外の提言について審議したいと思います。引き続き、座長から御説明をお願いします。

座長

それでは、ただいまの諮問以外の提言についてということで、この「提言」をお手元にお配りしてございますので、「動物保護相談員の活用」とそれから「特定動物許可制度の見直し」という提言案について御説明をさせていただきます。

まず、この提言に至った経緯でございますけれども、御案内のとおり、これまで小委員会において二つの諮問事項、「猫の適正飼育推進策」「動物取扱業者の指導育成策」ということにつきまして、調査・審議をしてまいりました。

この中で、特に重要ではないか、この諮問事項に外れるかもしれないけれども重要ではないかという問題提起、御意見がありましたのは、この動物保護相談員とそれから特定動物に関する意見でございます。

そこで、この二つとも、今回の答申を円滑に推進していくためには貴重な事項である、こう考えられたわけです。そこで、あえてここに新たに提言をさせていただく、こういうことございまして、この提言に当たりましては、会長に事前に御相談を申し上げたうえでこの案文を作成して、そして、委員の皆様にお示しをしたところでございます。

この「提言案」も既にお目通しをいただいていると思いますけれども、その後、若干の御意見もいただいております、一部修正しておりますので、その点について事務局から説明をお願いします。

事務局

修正点はわずかでございます。

まず1ページ目、「動物保護相談員の活用について」の(1)「今日の背景」の2行目から3行目にかけて、「人と動物が共生する潤いのある街づくり」を実現するために」という、この表現を追加しております。二つの諮問事項だけにとらわれず幅広い意味を持つということで御指摘がございました。

もう一点、同じ「今日の背景」の下から3行目でございますが、「NPO」という表現をしております。この言葉も、法制化等で言葉が一般化しているということで、「NPO」の文字を表現をしております。

以上が修正点です。

座長

どうもありがとうございました。

それでは、これからこの提言について御説明を申し上げます。

まず、ここに書いてありますのは、まず前書きがございますが、これは先ほど申し上げました経緯を説明したとおりでございます。

内容といたしましては二つございますので、まず第1点の「動物保護相談員の活用について」ということで、「今日の背景」ということでここに記載してございます。

これは、一口に申し上げて、現在、東京都の条例の中に指定されている「動物保護相談員」という制度がございますけれども、諸般の状況から、本制度を受け入れる素地というものが社会の中に整いつつあるのではないかとということで、ここに導入をすべきであろうということで御提言を申し上げたわけでございます。

この「動物保護相談員の役割」というのが次のところでございますが、当条例を制定してから20年近く経過した今日、この動物の適正な飼育への理解と関心というものは、都民の間に広く浸透しつつあります。

また、先般の阪神淡路大震災の中でも、動物救護活動に見られたようなNPOと行政の協力活動というものは、広く新聞等にも報道されておりますし、そういった広がりというものが大きくなっているということがまざまざと感ぜられるわけございまして、本制度を受け入れる素地、機が熟した、こういうふうと言えるのではないかと、こういうことが「今日の背景」でございます。

それから2番目としまして、「動物保護相談員に期待される役割」。これは、ここにございますように、東京都の動物保護管理条例の目的というものを達成するためには、何よりも都民の協力が不可欠であるということで、この都民の協力あるいは理解を得るためには、やはり地域での密着した存在である動物保護相談員という方々にこの都民と行政をつなぐパイプ役というものをしていただくのが非常に効果として大きいのではないかと、こういうことをございます。

より具体的に申し上げますと、動物愛護の推進だとか、あるいは適正飼育の普及等にかかわる問題を調査し、その結果を地域に報告したり、あるいは提案の形にまとめるというようなことがこのパイプ役として求められるであろう、こういうことをございます。

そして、このような役割を担うためには、動物飼育についての知識が豊富で、そして動物愛護精神の普及についての熱意を持ち、そしてまた、公平な立場で判断していただける方、広く都民から信頼される人物が適任である、ということで、「動物保護相談員に期待される役割」として、ここに集約をした次第でございます。

2番目でございますけれども、「特定動物許可制度の見直し」ということで、「制度見直しの必要性」ということでまず申し上げますと、人に危害を加える危険性の高い動物というものは、不注意やあるいは災害によって逃げ出した場合を考慮しますと、あるいはまた飼い主が危害を受けるというような状況もございます。

そういったことで、こういった被害や危険を加える動物というのは、一般に飼育することは好ましくないということが言えると思いますが、しかしながら、これを一律に禁止するということは非常に難しい問題であるということで、都条例では、危害を加える危険性の高いものを特に指定をして「特定動物」というふうにしまして、飼育に当たって許可制をとっているわけでございます。

しかしながら、無許可店舗での販売あるいは無許可飼育の事例というものが往々にして見られるというのが現状であり、またさらに、先ほど申し上げましたように、日本に本来ないようないろいろな動物が入ってきている。その中には、先般新聞報道されているように、カミツキガメだとかあるいはアライグマだとかそういったものも多く存在をしております。

そういった新たな動物というものも輸入される。その中に危険性の高い外来野生動物というものがある、こういうことで、こういった特定動物というもの

の許可制度というものを、対象動物と同時に、この許可制度というものも見直す必要があるのではないかと。現実に合致するようにする必要があるのではないかと、こういうことでございます。

そこで、どのような見直しをすべきかということで、(2)と(3)にございますけれども、まず「対象とする動物種の拡大」ということがございます。

これは、先ほど申し上げたような多種多様な動物がペットとして流通している、その中に危険な動物もある、こういうことで、動物種ごとに危険性というものをもう一度再評価して、拡大する方向で見直すべきである、こういうことでございまして、この検討に当たりますと、専門家による検討というものが必要であろう。十分この動物の生理、習性といったものを分析しながら、この対象というものを再評価し、そして拡大するという方向で見直すべきである、こういうことでございます。

次が「個体登録制度の導入」でございますけれども、「現在の許可制度は、おりなどの施設を対象としたものである」ということで、特定動物の移動や売買の実態というものが非常に把握しにくいという現状がございます。したがって、そこに無許可飼育を助長しやすいという問題が現状として出ているわけがございます。

そこで、特定動物については、現行の施設に対する許可制度を加え、個体ごとの登録制度というものを導入することが望ましいのではないかとということでございます。

以上が、今回の提言の内容でございます。

会長

ありがとうございました。

ただいま、座長の方から御説明がありましたのは、当審議会では、一応、知事からの諮問についてお答えすれば、最低限、責任が済むわけですが、この審議会における審議の過程でいろんな御意見が出まして、それをもとにして小委員会でこういうふうに積極的に提言したいという御意見が出たわけでございます。

ひとつこれにつきまして、御意見、御質問等がございましたら、お願いいたします。

特にございませんか。

委員

この外来野生動物、カミツキガメやアライグマのほかに、我々、認識不足な
んですが、具体的にどんなものがあるんですか。

事務局

先ほどの本文の中にも若干例示をしております。

本文の2ページには幾つかありますけれども、例えば、過去に流行りました、
本文2ページの下の方でございますが、エリマキトカゲ、アライグマ、イグア
ナ、そのほかにフェレット、は虫類、特にヘビとかそんなものも、はやりすた
りが非常にあるというふうに言われております。

会長

ほかに何かございませんでしょうか。

委員

これは私の私見でございますが、御参考までにお話しさせていただければと
思うんですが、この「特定動物許可制度の見直しについて」の中の「対象とす
る動物種の拡大」でございますが、例えば、特に外来野生動物等が、今も御質
問がございまして、いろいろ関心が高いところだと思うんですが、実はもっと
身近で、犬種の中に、土佐犬ですとかピットブルテリアという、非常に闘争目
的の改良、つくられた犬たちがいるわけですね。

特に諸外国では、こういう闘犬ですとか危険な動物について非常に取締りの
厳しいところですし、東京都も闘犬を行うことは禁止されている、大変進んで
いるかと思うんですが、ただ、この特定動物の中に、ピットブルテリアだとか
土佐犬を今後入れていく必要があるんじゃないかと思うんですね。

また、定かな実態は見えていないんですが、本なんかをひもときますと、か
なりなところで、例えば具体的に言いますと、土佐犬とピットブルテリアとの
闘いなんていうのが実際あるわけですね。いずれもこれは、人間に対する危害
を加える可能性も極めて高いし、もういわば愛玩犬、犬という対象ではなくて、
猛獣の一種なんですよ。

ですから、特段、外来野生動物に限らず、犬の中でもそういう闘争目的でつ
くられたような危険なデンジャラスドッグについてもぜひ枠を広げていただき
たいという御提案でございます。

会長

座長、いかがでしょうか。

座長

先ほど申し上げました「対象とする動物種の拡大」、こういうことで、今後、
専門家による検討が必要であるという提案でございまして、ただいまの委員の

御発言は大変貴重な意見だろうというふうに思いますので、そういった面も含めてこの中で検討していただくのが妥当であろう、このように考えております。

会長

一応、答申の段階ではこの程度にして、今後さらにその御意見を踏まえて検討したい。よろしゅうございますか。

ほかに何かございますか。

委員

一つ追加をしていただきたいことがあるんですけども、今の「特定動物許可制度の見直しについて」なんですけれども、もうこのごろは十年一昔ではなくて、もっと早い年数で社会の状況が変化していきますので、条例自体を定期的に見直すということも一つここに付け加えていただけたらなと思うんですけども。

会長

今、条例自体も定期的に見直す必要があるという御提案があったんですが、これは「動物の保護及び管理に関する法律」（動管法）の方も今動く可能性がありますよね。その辺も含めて、事務局の方から。

事務局

動管法のことは別といたしまして、今回、「動物取扱業者の指導育成策」の答申をいただきますが、それを受けまして、私ども、11年度中に現条例の改正作業をやっていきたいと思っています。

それを何年後ごとにここで見直すかとは言えませんが、とりあえずは早い時期に見直しをやっていきたいと思っています。

会長

よろしゅうございますか。そういうお答えなんです。

委員

今回は、条例は見直されるでしょうということはわかっているんですけども、今後、やはり、一回改正されたら、もうこれでまた20年全然ということではなくて、もう少し早いスパンで見直しを検討していただけたらなと思うんですけども。

事務局

御要請があれば、検討してまいります。

委員

多大な時間とそれから労力を使って、こうして素晴らしいものができていくわけなんですけれども、直接的ではありませんけれども、今後これが実現していくための中の理念に、どちらかといいますと、人間が動物から被害を受けるとか危害を受けるといったようなことの立場とまた別に、この地球上にいる

動物たちに対して、やはり人間が、特に日本のような環境では、共に暮らしたら動物が本当に正しい寿命が全うできない動物たち、例えばこのイグアナもそうですし、こうした動物たちが趣味とかそれから興味とかそういったことでお飼いになる方がたくさんおられるわけですが、それを規制する理念に、やはりこうして引き寄せられた動物たちが、決して正しい寿命が全うできない、幸せではないんだということを理念に盛り込んでいただきたいんですね。

と申しますのは、この犬とか猫という動物について、こうして検討してくるわけですが、犬や猫は地球上にもう帰る自然を失っているわけですね。もう今、帰す自然がない。人間の歴史の中に引き入れてしまった動物なわけですから、その動物たちのためには、やはり医療も教育も環境も整備してあげる。人間の社会の構成をしている一員という位置付けにしてあげますと、行政の皆様も心を配る人たちも、本当に人間の歴史の中で共に暮らすパートナーとしての位置付けを明確にして、でき得る限りのことをしてあげようと、いろいろな方向からそういう意識を持って当たり、さらに、こういうことと相反するような、野生に存在していることの方が正しい動物は、野生の生活ができる環境を残してあげるのが私たち人間の仕事だと思うんですね。

そういう理念をぜひ、これからの構想の中に生かしていただけると、動物の嫌いな方も本当に引き込んで、人間の社会の中で仕事をしたり、働いたり、家族として暮らしている動物たちを正しく面倒を見ていくのは人間の正しい理念だということをうたわれれば、動物が嫌いな方たちも十分理解していただけると思うんです。

ですから、そのようなことを今後のこの答申案を生かして進めていただく中で、ぜひとも活用していただけたらうれしいと、こういうふうに思います。

会長

ただいまのは、御意見として承ってよろしゅうございますか。

委員

はい。

会長

先ほどの委員の御要望なんですけど、一応、事務局の方では、この中には入れないけれども、これから逐次必要が出れば、その都度、条例改正は積極的にやっていくというふうな考えを表明されていますので、よろしゅうございますか。

それでは、ただいまいろいろ御審議をいただきました「動物保護相談員の活

用と特定動物許可制度の見直し」という審議会の「提言案」、この内容についてはこれでよろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

会長

それでは、御異議ないと認めまして、これをもとにしまして、第4回審議会において再度確認をさせていただいた上で、「提言」として都知事にお渡しすることにいたしたいと思っております。どうもありがとうございました。

あと、予定時間もわずかになりましたが、今後の日程等、予定がありましたら、事務局の方からお願いします。

事務局

それでは、次回の予定でございますが、次回第4回審議会は、最後の審議会となり、知事に答申を行うこととなっております。

御案内のとおり、3月29日、月曜日、午前10時より、第一本庁舎の7階大会議室において開催いたします。

以上でございます。

会長

それでは、本日の審議会の終了に当たりまして、衛生局長から御発言をお願いいたします。

局長

閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、大変長時間にわたりまして、会長初め各委員の皆様方には、大変密度の濃い御審議をいただきまして、深く感謝を申し上げます。

「猫の適正飼育推進策」につきましては、今後の普及啓発のあり方や、猫にかかわる問題への具体的な取組方針などについて御討議を尽くしていただきました。

また、「動物取扱業者の指導育成策」については、その社会的役割の重要性を踏まえ、推進すべき方策について明確にお示しをいただきました。

今回御検討をいただいているこの二つの事項につきましては、いずれも、今後、東京都において動物行政を展開をしていく上で大きな柱となるものでございます。

終始、積極的に御審議をいただきました委員の皆様には、いま一度感謝を申し上げますとともに、次回の最終答申に向けまして、今後も引き続き活発に御討議を

いただきますようお願いを申し上げます、私のあいさつとさせていただきます。

今日は、まことにありがとうございました。

会長

ありがとうございました。

それでは、本日の審議会はこれもちまして終了いたします。どうもありがとうございました。